

中野区教育委員会会議録

平成28年第2回定例会

平成28年1月22日

中野区教育委員会

平成28年第2回中野区教育委員会定例会

○日時

平成28年1月22日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時07分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○欠席委員

教育委員会委員 増田 明美

○出席職員

教育委員会事務局次長 奈良 浩二

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石濱 良行

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 高橋 綾菜

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

11人

○議題

1 議決事件

- (1) 第1号議案 平成27年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について
- (2) 第2号議案 中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について
- (3) 第3号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について
- (4) 第4号議案 教師用指導書及び指導用教材の買入りに係る意見について
- (5) 第5号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び中野区立幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正手続について
- (6) 第6号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について

2 協議事項

- (1) 区立小中学校の施設整備方法に関する説明会の実施状況及び今後の対応について
(学校再編担当)

3 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

- ① 12月18日 平成26・27年度「学校教育向上事業」研究指定校北原小学校研究発表会
- ② 1月4日 中野区新年賀詞交歓会
- ③ 1月11日 2016年中野区成人のつどい
- ④ 1月15日 中学校長会との意見交換会
- ⑤ 1月15日 桃花小学校訪問
- ⑥ 1月15日 平成26・27年度人権尊重教育推進校中野本郷小学校研究発表会
- ⑦ 1月16日 中野区立新山小学校60周年記念式典・祝賀会

(2) 事務局報告

- ① 区立学校卒業（修了）式・入学（入園）式・周年行事について（学校教育担当）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、田中委員にお願いします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

ここでお諮りします。

本日の議決事件、第1号議案、「平成27年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について」及び協議事項、「中野区立学校の施設整備方法に関する説明会の実施状況及び今後の対応について」は、非公開での審議を予定しています。

したがって、日程の順序を変更し、議決事件の第1号議案及び協議事項の審議を日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、議決事件、第1号議案及び協議事項の審議を日程の最後に行うことに決定しました。

また、本日の「区立学校卒業(修了)式・入学(入園)式・周年行事について」の資料は、区議会への報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただきます。

<議決事件>

田辺教育長

それでは日程に入ります。議決事件、第2号議案、「中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について」を上程いたします。

本件は、教育長について、自己の一身上に関する事件に該当します。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、教育長は本件議事について、教育委員会の会議に出席することができませんので、ここで退室をいたします。

退室後の教育委員会の会議の進行は、教育長職務代理者の渡邊委員が引き続き会議を主宰します。

それでは渡邊委員に会議の進行を引き継ぎます。

(教育長退室)

渡邊教育長職務代理者

教育長職務代理者の渡邊です。ただいま、教育長が退室されましたので、職務代理者として会議の進行を行います。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第2号議案、中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について、補足の説明を申し上げます。

なお、説明につきましては、別添の資料をごらんいただきたいと存じます。A4の「中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について」でございます。本件につきましては、中野区特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、教育長の給料等の改定を行うため、区長等の給料等に関する条例の一部改正につきまして、区長から意見を求められているものでございます。

内容でございますが、記以下をごらんいただきたいと存じます。1の改正内容でございますが、給料月額に改定につきましては、記載のとおり改定を行う内容でございます。また、期末手当の改定でございますが、支給割合について、記載のとおり改定を行うものでございます。また、本年3月支給分の期末手当の特例措置に係る内容ということで、記載のとおりの特例措置を設けるものでございます。

施行期日は本年3月1日です。

また、条例にかかわります新旧対照表でございますが、恐れ入りますが、裏面をお開きいただきたいと思っております。左側が改正案、右側が現行ということでございまして、改正部分につきましては、アンダーラインを引いているところでございます。

まず第2条でございますが、給料の月額に係る改正の内容となっております。また下に参りまして、第5条第2項でございます。期末手当の額に係る条項ということでございます。また下のほうでは附則の内容となっておりますが、先ほど申しました本年3月に支給する期末手当に関します特例措置の内容ということでございます。また一番下にございますのが条例の施行日ということで、ただいま申し上げましたとおり本年3月1日からの施行ということでございます。

表面にお戻りをいただきまして、最後に今後のスケジュールでございます。区長に対し、条例の制定につきまして、本議案を議決いただきましたら回答いたしまして、平成28年、区議会第1回定例会に一部改正条例案が提出される予定ということでございます。

補足の説明につきましては以上でございます。

渡邊教育長職務代理者

ありがとうございました。ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第2号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊教育長職務代理者

異議がございませんので、原案のとおり決定いたしました。

それでは本件議事は終了いたしましたので、教育長は入室してください。

(教育長入室)

渡邊教育長職務代理者

教育長が着席しましたので、会議の進行を教育長へ引き継ぎます。

田辺教育長

続きまして、議決事件、第3号議案、「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

提案の説明をお願いいたします。

副参事(学校教育担当)

それでは、第3号議案、中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について説明いたします。

本議案の提案理由ですが、介護補償の限度額及び補償基礎額を改定する必要があるためでございます。改正の内容につきましては、教育委員会資料で説明をいたしますので、そちらをごらんください。

この条例は区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の補償範囲、金額及び支給方法などの必要事項を定めております。今回の改正は、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正を踏まえまして、介護補償の限度額、それから補償基礎額について改定をするものです。

改正内容は2点ございます。

1点目は、介護補償の限度額を政令に定める介護補償の限度額に準じて改定するもので

ございます。資料の3の(1)に記載のとおり金額を改めます。こちらは常時介護を要する状態か、随時介護を要する状態か。また実費を支出して介護を受けた日があるか。親族等による介護を受けた日があるかの場合によりまして、資料のアからエに記載のと通りの限度額となります。

2点目は休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額の改定です。都の職員の給与に関する条例が改正されました。そして、給与月額が改定されたことに伴いまして、区の条例で定めている補償基礎額について改定するものでございます。

改正の内容は、資料の3の(2)の表に記載のとおり、現行の額から給与月額の改定に伴いまして改正をいたします。例えば、経験年数5年未満の学校医と学校歯科医の場合は、現行の7,005円から7,023円へと改めます。

改正の詳細については、新旧対照表で説明をいたします。A4判、横の資料になります。まず1ページです。第11条という部分です。表の右側が現行、左側が改正案となります。介護補償の限度額を政令の定める限度額に準じて改正するものです。先ほど説明しましたとおり、介護の状態等によりまして(1)から(4)に記載の金額へ改めます。

次に2ページ、別表の改正です。補償基礎額につきまして、現行の額から給料月額の改定に伴い改正をいたします。先ほども説明いたしましたが、例えば経験年数5年未満の学校医と学校歯科医の場合は、現行の7,005円から7,023円へと改めるものです。

次に3ページをごらんください。一部改正条例の附則でございます。施行期日ですが、公布の日から施行いたします。次に経過措置です。附則第2項、2とある部分ですが、介護補償の限度額の改定の規定は、平成27年4月1日から適用するというものです。附則第3項、3とある部分ですが、こちらは補償基礎額の改定の規定につきまして、こちらも平成27年4月1日から適用するというものです。

次に附則第4項、4とある部分ですが、こちらは改正前の条例の規定で支払われた場合には、支払われた金額は新条例の内払とみなし、差額については後日、追加支給するというものです。

先ほどの資料にお戻りください。実施時期につきましては、ただいま新旧対照表で説明しましたとおり、公布の日から施行しまして、平成27年4月1日から適用いたします。

説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

実施時期なのですけれども、平成 27 年 4 月 1 日からということで、昨年 4 月 1 日にさかのぼって適用されるということによろしいですね。

副参事（学校教育担当）

この規定の根拠になります政令、それから都の職員の給与条例の規定の改定時期が平成 27 年 4 月 1 日にさかのぼって適用されることになっておりますので、その時期に合わせて、さかのぼって適用することになります。

田中委員

この一部改正の内容については理解できました。一つ教えてほしいのですが、この「公務災害」というのは、具体的にはどういった状況が想定されるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

これにつきましては、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の方が公務としての仕事をしているということになります。ですので、検診とか、そういったことが対象になると思います。検診の最中に起きた事故、それから検診に向かう行き帰り、通勤途上といった際に起きた事故、そういったことが対象となります。

田辺教育長

よろしいですか。ほかに発言はございませんか。

なければ、質疑を終結します。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 3 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定しました。

続きまして、議決事件、第 4 号議案、「教師用指導書及び指導用教材の買入れに係る意見について」を上程いたします。

提案の説明をお願いします。

指導室長

それでは、第 4 号議案について説明いたします。議案書をごらんください。

提案理由につきましては、教師用指導書及び指導用教材の買入れについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、区長から意見を求められたので、意見を

申し出る必要があるということでございます。

議案書をおめくりいただきまして、別紙をごらんください。まず、指導書等の種類及び数量でございますが、教師用指導書は949冊、指導用教材は154点となります。金額は2,398万5,180円となります。

説明は以上です。

田辺教育長

ただいま上程中に議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

今回、教科書採択がありまして、新しい教科書になるということで、教師用の指導書についても買い入れるということですが、これが前回の指導書を購入したときに比べて、数量や内容等の充実は図られたのでしょうか。

指導室長

前回の採択は平成23年度でございました。その際の金額は2,430万2,460円ということで、金額的には若干減っておりますが、これは学級数減によるものでございます。内容的には前回と同様の指導書の冊数、それから指導用教材の質を維持するというので、今回も購入をしているところでございます。

渡邊委員

できることならば、教員のために、やはり少しずつ充実させていただきたいという、そういう意味では、金額ではなくて、内容的にぜひ充実させていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

この種類と数量ですけれども、これを算定する基準はどんなふうにされているのか、教えていただければと思います。

指導室長

中学校は教科担任制のため、原則として、指導書につきましては、教科ごとの教科担任の人数分、購入してございます。また、指導用教材につきましては、授業形態によって異なりますが、学年に1教材の場合と、それから学級数分を購入している場合がございます。

小林委員

これの活用状況というのでしょうか。なかなか把握することは難しいと思うのですが、かなり高額なものになります。もちろん充実した授業を進めていくためには非常に大事なものだと思うのですが、そういう点で具体的に何か指導室で学校に対して、また教員に対して指導しているとか、そういったことがあれば教えていただければと思います。

指導室長

教材研究というのは、授業を行うに当たって大変重要なものがございます。指導書の中には学習指導要領を踏まえた内容等が記載されており、非常に充実しているところで、原則的には学習指導要領に基づきながら進めておりますが、この指導書の活用についても、授業研究等で話題にしているところでございます。

また、指導用教材につきましては、特に学校からの要望も強くございまして、その整備につきましては、学校の状況も踏まえながら、指導室のほうで対応しているところでございます。

田辺教育長

よろしいですか。そのほか、ご質問等、ございますか。

田中委員

一つ教えていただきたいのですが、この指導書とか教材というのは、ある発行者の教科書を使用している場合には、選択肢はないわけですね。その教科書に対応した指導書というのは1冊なのですか。それとも、幾つかある中から選択しているものなののでしょうか。

指導室長

原則として、採択教科書発行者の指導書となりますので、その発行者のものを指導書は購入することとなります。また、指導用教材につきましては、その発行者が発行しているものが多岐にわたるものも教科によってはございますので、その中から必要な主要教材をピックアップして、選択している状況でございます。

田中委員

選択するときは、指導室のほうで選択しているものなののでしょうか。それとも、現場の要望も酌み上げて指導室のほうで選択しているという状況なののでしょうか。

指導室長

内容につきましては、やはり現場の意見なども参考にしながら、指導室のほうで判断して、購入している状況でございます。

田辺教育長

ほかにご発言はございますか。なければ、質疑を終結いたします。

それでは、第4号議案について、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第4号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議決事件、第5号議案、「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び中野区立幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

提案の説明をお願いします。

指導室長

それでは、第5号議案について説明いたします。議案書をごらんください。

こちらにつきましては、地方公務員法第24条第6項が第5項に繰り上げられたことに伴う引用条項の規定の整備を行うものでございます。

資料をごらんください。資料裏面の新旧対照表で説明いたします。上段下段ともそれぞれ条例が記されておりますが、それぞれ第1条の文言整理が行われたということでございます。

資料にお戻りいただきまして、こちらは平成28年4月1日から施行いたします。今後のスケジュールといたしまして、平成28年区議会第1回定例会に議案を提出する予定です。

説明は以上です。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、第5号議案について、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第5号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件、第6号議案、「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について」上程いたします。

提案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第6号議案について、ご説明いたします。こちらの提案理由は、地方公務員法の改正等に伴い、規定を整備する必要があるものでございます。

内容につきましては、まず資料をごらんください。改正内容は大きく3点ございます。地方公務員法の改正に伴う規定整備、行政不服審査法の改正に伴う規定整備、分限処分における降給の整備に伴う規定整備でございます。

それでは、その内容につきまして、新旧対照表でご説明をいたします。まず1点目の地方公務員法の改正に伴う規定整備です。新旧対照表1ページの改正案第1条です。こちらは地方公務員法第24条第6項が、第5項に繰り上げられたことに伴う引用条項の規定整備です。

続いて改正案第6条第3項及び第4項、第7条第1項、2ページの第15条第2項、それから3ページの別表第2及び第3をごらんください。こちらは給与条例に規定する事項に等級別基準職務表が追加されたことに伴う規定整備です。

2点目は、行政不服審査法の改正に伴う規定整備です。こちらは3ページ1行目、改正案第29条第2項をごらんください。異議申立てに関する規定が廃止されること及び審査請求期間について定める規定が、同法第14条から第18条に変わることに伴う文言整理です。

3点目につきましては、1ページに戻りまして、改正案第7条の見出し。それから1ページから2ページにかけての同条第6項から第8項まで、第7条の3、第24条第1項については、分限処分における降給の整備に伴う規定整備です。人事院勧告及び統一交渉に基づき、分限処分における降給が整備されることに伴う規定整備となります。

それでは、資料に戻りまして、施行期日は平成28年4月1日からとなります。平成28年区議会第1回定例会に今後、議案提出の予定です。

説明は以上です。

田辺教育長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。なければ、質疑を終結いたします。

それでは、第6号議案について、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第6号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続きまして、報告事項に移ります。

教育長及び委員活動報告をいたします。事務局から一括で報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは報告いたします。12月18日、平成26・27年度「学校教育向上事業」研究指定校北原小学校研究発表会に田中委員が出席されました。続きまして、1月4日、中野区新年賀詞交歓会に田辺教育長、渡邊委員、田中委員が出席されました。続きまして、1月11日、2016年中野区成人のつどいに田辺教育長が出席されました。1月15日、中学校長会との意見交換会に、田辺教育長、渡邊委員、田中委員、増田委員、小林委員が出席されました。1月15日、桃花小学校訪問、田辺教育長、増田委員が出席されました。1月15日、平成26・27年度人権尊重教育推進校中野本郷小学校研究発表会に田辺教育長が出席されました。1月16日、中野区立新山小学校60周年記念式典・祝賀会に田辺教育長が出席されました。以上でございます。

田辺教育長

各委員から補足、質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

渡邊委員

私、先ほど報告がありましたように、1月15日、中学校長会との意見交換会に参加させていただきました。また、1月4日の新年賀詞交歓会にも出席させていただきました。小学校PTA連合会、中学校PTA連合会の役員の方々が参加されていて、そういったところで新年のご挨拶を交わすことができました。皆さんお元気で、今年も頑張りましょうということでお話をしました。

1月15日、中学校長会との意見交換会には、田中委員も小林委員も参加されたので、一部だけご報告させていただきたいと思います。今回、テーマは、生徒の学力向上についてということでお話をさせていただきました。校長先生から、各校の学力向上に対する取組をご報告いただきまして、それについて、意見交換をさせていただいたところでございます。

す。

私としては、各学校とも全体的なインプレッションとしては、いろいろと工夫をして取り組まれているということは確かだと。それで、その成果がどういう形であらわれたのか、まだ評価の段階では難しい。それをまた各校で、その取組について話していただきたいというふうに思ったところです。やはり、学校ごとに抱えている問題が若干違うので、必ずしも全ての学校で同じやり方でやればよいというものではないだろうなと思いました。

それと、大切なことはやはり、成績が同じ程度のグループで、いい方はもっと伸ばしてあげなければいけないし、全員もっと伸ばすことが必要ですが、どこのグループに重きを置くということもなかなか難しい。

そういった意味で、そのグループを1人の教員が全部担当するのも人数的に苦しくて、そこへボランティアでの参加とか、補助教員という形を使うという、その辺りの難しさが、いろいろと学校の校長先生はご苦労されているようでした。

その中で、学校の地域に、そういったことに経験のある先生方もいらっしゃって、そういう方にボランティアとして参加してもらいたいのですが、システミックに利用できる方法もないということで、こういったことにも教育委員会としては取り組んでいければいいなど感じたところです。

私としては、以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがですか。

田中委員

私は12月18日の北原小学校の研究発表会に、公開授業から研究分科会まで参加してきました。主題は、自分の考えを持ち、表現する子どもの育成ということで、算数科における授業力向上の取組を通じてということで、各学年の取組を見学させていただきました。

始まる前に校長先生とお話ししていたのですが、やはり、2年間、先生方がいろいろ苦労されて、取組をなさった結果だということで、非常に充実した2年間だったということをお話されていました。

特に私は分科会では、4年生が習熟度別の少人数指導をしているところに参加しましたがけれども、じっくりコース、どんどんコース、ばっちりコースということで、面積の求め方についての授業でした。それぞれ非常に考えられた授業をされていましたが、逆に盛りだくさんになって、最後のほうは少し時間が足りなくなった場面もありましたけれども、

分科会の中で、ほかの学校の先生からも非常に厳しいというのですか、ここはこういうふうにしたほうがいいのではないですかというような積極的な意見も出て、非常にいい会だったかなと思っています。

都外からも含めて178名の参加があったということで、大変盛会でよかったかなと思いました。

それから、賀詞交歓会は今、渡邊委員がおっしゃったとおりです。

それから、あとは中学校長会との意見交換会ですが、学力向上ということがテーマでしたが、各学校が非常に家庭での学習をどうやって定着させるかというところに苦心されていることが、一つ非常に印象的でした。

それともう一つ、ある学校で、チャイムは授業を始める合図だから、これを先生方にきちんと守ってもらうということをその校長先生がおっしゃっていましたが、これは本当にまさにそのとおりだなと。教える側もきちんと襟を正して、時間を45分なら45分、きちんと活用するという、そういった姿勢が大事なのかなと思いました。

あともう一つ、昨日、区立小学校の連合作品展というのがなかのZEROの西館であったので、時間があったので見てきました。平面図形と立体図形と両方、区立小学校全校が参加されていて、いかにも小学生らしいなという作品もあれば、本当にすごい、本当に小学生が作ったのかなというような作品もあって、非常に楽しく過ごしていました。

すごく印象的だったのは、やまと学級が「僕の顔、私の顔」といって、粘土で自分の顔を立体作品でつくっているのですが、すごくよく表情が出ていて、本当にびっくりしました。これは全校が見学に来るのですか。午後、帰り際に、ほかの小学校の児童が見学に来ていましたが、あれはぜひそういうふうに広がったらいいかなと思ったのですが。

指導室長

原則、全校が見学に行きますが、その見学学年については、学校の実情によって対応しているということでございます。

田中委員

ちょうどいい機会だなと思いました。以上です。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

小林委員

私はここに記載されている以外で、1月12日の火曜日に、文部科学省で開かれた平成

27年度市町村教育委員研究協議会に参加してまいりました。この研究協議会は、今年初めて開かれるようですが、内容としては、文部科学省からの行政説明。これは、初等中等教育の改革にかかる今後の方向性についてということがございました。

それから、横浜市教育委員会の教育委員の方から、これまでの経験を踏まえたご講演があって、その後、六つの分科会に分かれて研究協議が進められたということです。

簡単にご紹介しますと、その分科会ですが、一つ目は新しい教育委員会制度についてという分科会でした。二つ目は今盛んにいわれている「チーム学校」ということについての分科会。それから三つ目の分科会は、教育課程の改善について。これは近々に学習指導要領が改定されるというようなこともあって、その流れについてということだと思います。そして、第4分科会はいじめ対策について。第5分科会は小中一貫教育について。そして第6分科会は学校支援地域本部、土曜学習など地域と学校の連携協働についてということでした。

私は、第5分科会の小中一貫教育の分科会に参加をいたしました。そのときの印象ですが、昨年6月の法改正で学校教育法が変わって、義務教育学校がこの4月から正式にスタートするというので、各自治体とも、特に小中一貫教育についてはいろいろな形で進めているなということでした。

もう一つは、進めてはいるけれども、いろいろ課題もあり、また、どのようにしていったらいいかと。文部科学省の担当にも質問をするなど、いろいろなやりとりがあるのですが、文部科学省の考え方としては、全体的な枠組みをつくる、それから様々な形で支援はするけれども、それぞれ自治体によって実情が違うので、細かい部分については各自治体が決めるのが本筋であろうと。

私もそのとおりだと思って、やはりある地域の教育委員の方は、改めて、それぞれの教育委員会の今後の教育のあり方を、どのように責任を持って進めていくかということをしつかりと示していく必要があるのだということをおっしゃっていましたが、やはり中野区として、これは小中一貫教育だけでなく、全てのことにに関して、やはり私たちが実情に応じて責任を持って、しっかりと先々のビジョンを持って進めていくことが大事なのだなということ、この協議会への参加を通して非常に強く感じたところです。

これは今年初めてということですが、東京で2回、京都で1回実施されます。全国で恐らく千数百に上る自治体があるわけですから、私が行った日は300人ぐらい参加されていましたが、非常にいい研修の機会を得て、今後に活かしていきたいなと思ったとこ

ろでございます。以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにございませんか。よろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

それでは続いて事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「区立学校卒業（修了）式・入学（入園）式・周年行事について」のご報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

区立学校卒業式・入学式・周年行事について報告いたします。資料をごらんください。

まず、平成27年度、今年度の卒業（修了）式でございます。小学校が3月24日木曜日、中学校が3月18日金曜日、幼稚園が3月17日木曜日となります。開始時刻は学校によって若干異なりますが、概ね午前10時からとなります。

次に、平成28年度の入学（入園）式です。小学校が4月6日水曜日、中学校が4月7日木曜日、幼稚園が4月8日金曜日となります。

次に、平成28年度、来年度の周年行事ですが、4校ございます。まず、啓明小学校が11月5日、上高田小学校が11月19日、向台小学校が11月26日、北原小学校が12月3日、いずれも土曜日となります。

報告は以上でございます。

田辺教育長

各委員から質問等、ご発言がありましたら、お願いいたします。いいですか。

その他、報告事項はございますか。

渡邊委員

報告事項ではございませんけれども、「東京新聞」1月4日の月曜日の号に、「教科書採択前に非公開会合」という見出しのものが出ておりまして、その中で、中野区について、非公開会合を開き、その議事録を作成していないという記載がされているのですが、本区では、採択前に非公開で行った協議については採択後に議事録を公開しているため、事実と異なる記載ではないかと思われませんが、このことについて事務局としてはどのように対応されたのでしょうか。

指導室長

この新聞報道につきましては、12月に東京新聞から、このような趣旨の調査、それから取材が入りました。本区といたしましては、教科書採択前の協議を非公開で実施しているところですが、そこでの議事録は採択後に公開していると回答したにもかかわらず、このような形で報道されたということで申入れをいたしました。

そうしましたところ、1月5日の東京新聞に、4日1面の新聞記事について、中野区は議事録を作っているという訂正の記事が載りまして、併せて公開している区等の数値も訂正する記事が載りましたので、ここでご報告をさせていただきたいと思います。

田辺教育長

渡邊委員がおっしゃったとおり、中野区教育委員会としては、非公開で行った会議についても採択後、議事録は個人情報に当たる部分を除き全部公開をしていますので、そのように取り扱っているということでご理解いただければと思います。

渡邊委員

ありがとうございます。

田辺教育長

よろしいですか。それでは続きまして、議決事件、第1号議案、「平成27年度教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について」を上程いたします。

ここでお諮りいたします。本件は人事に関する案件を扱うこととなりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

傍聴の方のご退室の前に、事務局から次回開催について、ご報告をお願いします。

副参事(子ども教育経営担当)

次回の教育委員会は、2月5日午前10時から、本教育委員会室において開催する予定でございます。以上です。

田辺教育長

それでは恐れ入りますが、傍聴の方はここで会場の外へご退室をお願いいたします。

(傍聴人退席)

(以下、非公開)

<協議事項>

田辺教育長

続いて、協議事項に移ります。「区立小中学校の施設整備方法に関する説明会の実施状況及び今後の対応について」を協議いたします。

ここでお諮りいたします。本件は今後の整備計画に影響があることから、教育行政の運営の公正を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を非公開といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定しました。

(以下、非公開)

(平成28年第2回定例会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

田辺教育長

初めに担当から説明をお願いします。

副参事(学校再編担当)

それでは、区立小中学校の施設整備方法に関する説明会の実施状況及び今後の対応について説明をいたします。

区立小中学校の施設整備方法につきましては、統合する学校の新校舎を大規模改修から改築へと変更しました。この内容につきまして、関係する小中学校及び関係団体等へ説明会を実施しました。その内容についての報告でございます。

まず1番ですが、保護者への説明としましては、全部で10校開催をいたしまして、全体で81名の参加をいただきました。それから(2)関係団体等につきましては、資料に記載のとおり説明会をいたしました。

その説明会の中で出されました主な質問、それからそれに対する教育委員会の考え方でございますが、それは別紙1をごらんいただきたいと思います。こちらは、説明会で出されました意見の主なものということで、まとめたものでございます。

まず、1番と2番でございますが、こういった施設整備方法の変更に伴って、統合新校の開校の時期がずれるとか、そういったことがあるのであれば、再編計画そのものを見直すべきではないかとか、それから統合の時期そのものも遅らせるべきではないかというご意見をいただきました。

これにつきましては、学校再編は統合と、それから通学区域の変更によって適正な規模の学校を実現するということと、小学校と中学校の通学区域の整合性を図ることによって小中連携を進めていくという、そのために当初の計画どおり統合を進めていきたいということで説明をいたしました。

それから3番ですけれども、学校再編に伴う指定校の扱いについてのご質問も多くございました。こちらにつきましては、中野区は指定校制度であることを再度ご説明しまして、それから再編に伴う指定校変更の特例を設けておりまして、こちらについては記載の①から③のとおりでございますが、これについては継続した周知をきちんとやっていく必要があるなど考えているところでございます。

それでは、裏面をごらんいただきますけれども、続きまして、4番ですが、統合の時点での在校生の通学する学校についての質問です。こちらにつきましては、指定校変更の承認に関する基準があるということの説明をいたしました。

それから5番ですが、通学区域が変更されることによって、兄弟姉妹で指定校が違ってくる、そういったご家庭もあります。その場合の通う学校についての質問です。こちらも指定校変更の承認に関する基準に基づいて、個々の申請により対応していくということで説明をいたしました。

それから、6番と7番ですが、こちらは統合時の校舎を、四中と八中の統合のときですが、当初は若宮小の位置で統合するというにしていたものが、四中の位置での統合になることについて、通学距離が長くなるので、指定校変更を認めてほしい。指定校変更について、個々の事情に配慮した柔軟な対応をしてほしい。こういったご意見が多数出されました。

このことにつきましては、後ほどご協議いただきますが、新たな特例を設けることを検討していくということで、回答いたしました。

それから8番ですが、通学距離が長くなるので、自転車、バス、電車等による通学を認めてもらいたいということですが、こちらにつきましては、自転車通学は認めないということで話をしました。それからバス、電車については、学校長の判断で認められるケースもあるということになっています。

それから9番、こちらも通学距離が長くなるので、スクールバスなどは運行してもらえないのかといったご意見です。こちらにつきましても、中野区内ではスクールバスを運行する必要性は高くないということで、回答をしております。

それから10番ですけれども、大規模改修が改築になったことによって、学校が出来上がるまで、遠くの学校へ通う期間が長くなるお子さんもいるということ、それから統合しますと、通学路そのものが広がりますので、そういったことに対する通学路の安全対策をしっかりとやっていただきたいというご意見も多かったと思います。

こちらにつきましても、通学路の安全対策については、通学安全指導員といったものをきちんと配置するというので、子どもたちが安心して通学できるような対策をきちんととっていくということで、説明をいたしました。

この主な質問の中で、6番と7番が説明会の中で特に多かったと考えております。これに対する対応としまして、別紙2になりますが、第四中と第八中の統合時の校舎の位置変更に伴う指定校変更の取扱いという特例を設けたいということで、今日のご協議いただきたいと提案させていただくものです。

それでは、別紙2になりますけれども、区立小中学校の施設整備方法の変更により、第四中と第八中の統合時の校舎について、当初は若宮小の位置でしたが、それが第四中の位置に変更になりました。そのことに伴って、第四中の位置まで通うのが遠くなった方への対応ということで、特例を設けたいということでございます。

特例の具体的な内容ですが、下のほうに記載してございます。適用の期間ですが、通学区域変更のある平成31年4月1日から、第四中学校に通学することになります平成34年4月1日までの3年間の適用といたします。

まず①ですけれども、図のAの地域に住んでいらっしゃるお子さんですが、こちらは平成31年の4月1日の通学区域変更で、第八中の位置に通うことになります。指定校が第八中になるのですが、北中野中への指定校変更を認めるということです。

それから、図のBの地域のお子さんですが、こちらは、指定校が平成31年4月1日から緑野中になるのですが、これをそれまでどおり第四中への指定校変更を認めるという内容でございます。

こちらの内容について、特例として設けたいと考えてございます。

特例の内容は以上でございますが、裏面をごらんいただきますと、第四中、第八中の通学区域変更と統合のスケジュールということでこちらに記載をしております。

繰り返しになりますが、平成31年に通学区域変更がございまして、この変更によって、北原小の全域が緑野中に、それから啓明小の全域が第四中に、それから鷺宮小の全域と西中野小の全域が第八中の指定校になるという変更をするということでございます。

その後、平成 33 年に第四中と第八中が統合しまして、このときに第四中と第八中の統合した学校の生徒は、第四中の位置に平成 33、34 年度と通うこととなります。

その後、学校が完成した後、平成 35 年からは若宮小の位置に通うこととなります。したがって、今、説明しました特例の中身は、平成 31 年から平成 34 年までということでの扱いになっております。

説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいまの説明で質疑がありましたら、お願いいたします。

渡邊委員

特例を設けることについては、いいのではないかと思います。逆にいうと、A 地域の方が四中に通うというのは、かなり無茶があるのではないかとはい思いますので、ぜひしるべき対応をお願いいたします。

田辺教育長

ほかにご発言はございますか。

小林委員

この質問の中で、いわゆる安全確保、安全対策をしっかりやってほしいというような要望があって、これはやはり教育委員会としても真摯に受けとめて、可能な限りやっていく必要があると思うのですが、状況が把握できていないので、実際にどうかというのはあるのですが、防犯カメラについて設置をしていると思うのですが、こういう変更に伴った、今回は影響がないかもしれませんが、子どもたちが通うルートが変わってくる可能性もあるので、この辺のところはもし影響があるようであれば、有効に今後活用をしていくために、防犯カメラの位置だとか、設置場所については、学校や P T A 等の協議でというようなことがあったと思うのですが、その辺も安全対策の一つとして、私たちは把握というか、投げかけていくということも大事かなと思いました。

副参事（学校教育担当）

通学路の防犯カメラにつきましては、小学校の通学路に本年度と来年度で、全校につけていくということで行っております。小学校の中には、その後、統合していく学校もございます。その際には、通学路の変更がございますので、それに合わせまして適切な場所に移設することも含めて、P T A、学校等と協議しながら進めていくことを考えております。

田辺教育長

よろしいですか。

ほかにごございますか。よろしいですか。

それでは、区立小中学校の施設整備方法に関する説明会の実施状況及び今後の対応については、各委員からのご意見を踏まえ進めていくこととし、本日をもって協議が整ったことを確認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、そのように確認いたしました。

ここでお諮りいたします。本協議に当たりましては、今後の整備計画に影響があることから、会議を非公開としましたが、ただいま協議が整いましたので、会議録の調製及び公開の手続が整い次第、当該会議録の公開を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、そのように公開することに決定しました。事務局はただいまの決定内容に従い、当該会議録の公開手続を行ってください。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第2回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前11時07分閉会